

令和8年 1月22日

苫小牧市市長
金澤 俊様

〒124-0023 東京都葛飾区東新小岩 1-1-1-401
自治労と自治労連から国民を守る党
代表 浜田 聡 (前参議院議員)
事務局長 小澤正人

職員団体（労働組合）の加入・非加入において職員の自由な意志選択を保障し、あわせて当該団体の政治活動が行政の政治的中立性を侵害しないよう、適正な運用と秩序の確保を求める要望書

<当会について>

自治労と自治労連から国民を守る党は、前参議院議員 浜田聡が代表を務める政治団体です。令和7年より、地方議会および行政に対し、陳情・要望活動を開始いたしました。現在までに「職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情」や「公共施設内における労組加入や政党機関紙の勧誘等に関する調査および是正を求める陳情」などが、複数の地方議会において採択されています。

地方公務員で構成される労働組合である自治労および自治労連は、いずれも全国的に組織化された団体です。これらの団体については、自治労が立憲民主党を、自治労連が日本共産党を、それぞれ支持・支援する関係にあることが、一般に知られています。

地方公務員が労働組合を結成・加入・組織化すること自体は、職員が自らの職場環境を守るための本来的な権利であり、その意義は十分に尊重されるべきものです。しかしながら、政治的色彩の強い労働組合への加入について、職員の自由な意思が十分に尊重されない形で行われ、信条に反する活動への参加や組合費の支出を求められるような事態が生じていた場合、職員のメンタルヘルスに悪影響を及ぼすのみならず、行政の政治的中立性を損なうおそれのある、看過できない問題となりえます。

以上の趣旨を踏まえ、貴自治体における現状把握および問題の未然防止に向けた対応について、ご検討をお願いしたく、本要望書を提出いたしました。ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本趣旨にご理解を賜り、ご対応いただけますようお願い申し上げます。

<要望理由>

第一に、労働組合加入をめぐる課題について

地方公務員法第52条において、労働組合（職員団体）への加入・非加入は職員の任意とされており、個々の職員の自由な意思が尊重されるべきものとされています。しかしながら、近年においてもなお、複数の自治体において、加入・非加入や組合活動への参加について、職員の自由意思が十分に反映されていないとみられる事例が、当会に寄せられているほか、各種資料においても指摘されています（討議資料 自治体職員の声）。

現状として、自治労および自治労連の両組織の平均加入率は 70%を超えているとされており（厚生労働省・2023 年集計）、組合費は給与の約 1~1.5%、月額 3,000 円程度に上ります。つまり、20 年間在籍した場合、職員個人の組合費負担は累計で 70 万円以上になります。

こうした経済的負担や勤務外活動への協力実態を踏まえれば、入庁説明会等における労働組合への加入・非加入の判断が、「断りづらい」「慣行だから」といった理由で事実上決定されるような状況は適切とは言えません。加入・非加入の選択はあくまで職員一人ひとりの自由で主体的な意思に基づき判断すべきもの、との十分な説明と確認を受けて行われるべきと考えます。

第二に、労働組合による政治活動への対応について

地方公務員には、行政の政治的中立性を確保する観点から、政治活動に関して一定の制限が課されており、特定の候補者や政党を支持する選挙活動については、職務や職場との関係において、特に慎重な配慮が求められます。（討議資料 糸魚川市運用方針 等）

しかしながら、自治労は「組合員 1 人 1 票以上」を目標として参議院選挙（2025 年 7 月）に取り組んだ旨を明示しています。また、地方組織においても、例えば自治労北海道は、「推薦候補者全員の必勝にむけ、組合員一丸となって取り組みを進めていただくよう、あらためて最大限のご協力をお願いいたします。小選挙区は『候補者名』、比例代表は『りっけん』とお書きください。そして、職場の仲間、家族、知友人へ『投票へ行こう』の声掛けのご協力を」（2024 年 10 月 24 日付）とのウェブサイトへの記載が確認されています。

さらに、自治労連の行動綱領には、「日米安保廃棄」「革新自治体建設」など、政治的・思想的色彩を有する方針が掲げられています。こうした点を踏まえると、政治的中立性および地方公務員の多様な意思や信条との関係に十分配慮し、庁舎内や自治体内において不適切な行為が生じることのないよう、一層慎重な判断が求められるものと考えられます。

<質問 及び 要望項目>

1. 貴自治体において、労働組合への加入・非加入および脱退について、新入職員および在職職員が主体的かつ自由な意思に基づいて選択できることを、どのような仕組みや手続きにより担保しているかご教示ください。

あわせて、職員が「労働組合に経済的負担を感じていながらも脱退しにくい」と認識している状況や、「組合側の対応が十分でない」と受け止められる事例が確認された場合、職員を保護する観点から、行政としてどのような対応が望ましいとお考えか、見解をお示しください。

2. 自治体内及び庁舎内において、特定の政党・議員・候補者への支援や、政治活動への呼びかけ等により、行政の政治的中立性が損なわれたり、地方公務員法第 36 条に定める政治的行為の制限を逸脱することがないよう、職員に対してどのような説明、周知又は指導を行っているかご教示ください。